

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更した旨届出があった。

平成21年3月27日

盛岡地方振興局長 望 月 正 彦

1(1) 届出事項の概要

- ア 届出者の氏名又は名称 丸高商事株式会社
- イ 大規模小売店舗の名称及び所在地 ジョイフルタウンみたけ 盛岡市みたけ二丁目12番8号
- ウ 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
- エ 変更の年月日 平成21年1月6日
- オ 変更の理由 小売業者の代表者の変更のため

(2) 届出年月日 平成21年3月9日

(3) 縦覧場所 盛岡地方振興局企画総務部及び盛岡市役所

2(1) 届出事項の概要

- ア 届出者の氏名又は名称
 - (ア) 株式会社ジョイス
 - (イ) 中道リース株式会社
 - (ウ) 株式会社コメリ
- イ 大規模小売店舗の名称及び所在地 雫石ショッピングモール 岩手郡雫石町千刈田94番2ほか
- ウ 変更した事項 大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
- エ 変更の年月日 平成21年1月6日
- オ 変更の理由 設置者及び小売業者の代表者の変更のため

(2) 届出年月日 平成21年3月9日

(3) 縦覧場所 盛岡地方振興局企画総務部及び雫石町役場

3(1) 届出事項の概要

- ア 届出者の氏名又は名称 株式会社ジョイス
- イ 大規模小売店舗の名称及び所在地 ジョイス東安庭店 盛岡市東安庭一丁目17番1ほか
- ウ 変更した事項 大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
- エ 変更の年月日 平成21年1月6日
- オ 変更の理由 設置者及び小売業者の代表者の変更のため

(2) 届出年月日 平成21年3月9日

(3) 縦覧場所 盛岡地方振興局企画総務部及び盛岡市役所

4(1) 届出事項の概要

- ア 届出者の氏名又は名称 株式会社ジョイス
- イ 大規模小売店舗の名称及び所在地 ジョイス月が丘店 盛岡市みたけ五丁目13番ほか
- ウ 変更した事項 大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
- エ 変更の年月日 平成21年1月6日
- オ 変更の理由 設置者及び小売業者の代表者の変更のため

(2) 届出年月日 平成21年3月9日

(3) 縦覧場所 盛岡地方振興局企画総務部及び盛岡市役所

5(1) 届出事項の概要

- ア 届出者の氏名又は名称 株式会社ジョイス

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地 ジョイス本町店 盛岡市本町通一丁目 549 番ほか

ウ 変更した事項

(ア) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(イ) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

エ 変更の年月日 平成 18 年 6 月 8 日及び平成 21 年 1 月 6 日

オ 変更の理由 設置者の代表者の変更及び小売業者の変更のため

(2) 届出年月日 平成 21 年 3 月 9 日

(3) 縦覧場所 盛岡地方振興局企画総務部及び盛岡市役所

6(1) 届出事項の概要

ア 届出者の氏名又は名称 株式会社ジョイス

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地 ジョイス沼宮内店 岩手郡岩手町江刈内第 3 地割字乙茂内平 25 番 2 ほか

ウ 変更した事項

(ア) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(イ) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

エ 変更の年月日 平成 14 年 10 月 23 日及び平成 21 年 1 月 6 日

オ 変更の理由 設置者の代表者の変更及び小売業者の変更のため

(2) 届出年月日 平成 21 年 3 月 9 日

(3) 縦覧場所 盛岡地方振興局企画総務部及び岩手町役場